



就労可能作業・受入前チェック
安全教育義務・管理ポイントを一枚に。

就労可能作業 早見表 と 在留資格・要点

就労可能作業 早見表		
作業内容	可否	条件・注意
足場の組立・解体	○	作業主任者の指揮下で可
資材の運搬・積み込み	○	重量制限・指示に従うこと
足場の点検補助	△	有資格者の指示のもと可
単独での点検・判断	×	作業主任者が必ず実施
高所作業車の運転	×	技能講習修了が必要
溶接・はつり等特別作業	×	実習計画に記載がある場合のみ

在留資格・要点	
在留資格	技能実習(1~3号)
最長期間	5年(1号1年・2号2年・3号2年)
監理団体	監理・指導・相談窓口
実習計画	機構の認定が必要
賃金	日本人同等・最低賃金以上
時間外	36協定の締結・届出必須

受入前チェックリスト と 安全教育義務一覧

受入前 書類・手続き
<input type="checkbox"/> 在留カードの有効期限・在留資格を確認
<input type="checkbox"/> 実習計画の認定書を確認(機構の認定)
<input type="checkbox"/> 雇用契約書を母国語で交付した
<input type="checkbox"/> 労働条件通知書を渡した(日本語+母国語)
<input type="checkbox"/> 社会保険・労災加入を実習開始前に完了
<input type="checkbox"/> 36協定の締結・届出を確認した

受入前 設備・教育
<input type="checkbox"/> 宿舍の安全・衛生状態を確認した
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先を多言語で掲示した
<input type="checkbox"/> 安全衛生教育(雇入れ時)を実施した
<input type="checkbox"/> 作業手順書を多言語で準備した
<input type="checkbox"/> 保護具の使用方法を実際に指導した
<input type="checkbox"/> 監理団体への報告体制を確認した

教育種別	実施タイミング	内容・根拠
雇入れ時安全衛生教育	採用直後・作業開始前	安衛則第35条・省略不可・8項目必須
特別教育	危険・有害業務従事前	高所作業(2m以上)・フルハーネス等
技能講習	対象業務従事前	足場組立作業主任者・高所作業車等
KY(危険予知)活動作業	毎日作業開始前	図解・多言語ツールの活用を推奨
手順教育	新規作業・変更のつど	手順書は母国語または共通言語で

日常管理のポイント と やってはいけないこと

日常管理のポイント	
コミュニケーション	毎朝の体調確認・困りごとを聞く
作業指示	口頭+図解・動作で示す
孤立防止	日本人作業員との関係づくりに配慮
相談窓口	監理団体・実習機構を周知する
記録管理	教育記録・労働時間を適切に管理

やってはいけないこと
実習計画外の作業をさせる → 法令違反・認定取消
日本人より低い賃金を払う → 労働基準法違反
安全教育を省略・形骸化する → 労災時に事業者責任
パスポート・在留カードを預かる → 法律で禁止